

# くまもと型応援補助金 Q&A

- 制度の詳細については、「公募要領」をご確認ください。→



(熊本県ホームページ)

- このQ&Aは、「公募要領」に記載のない事柄を中心に、質問が多いものを記載しています。内容は随時、更新します。ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

## 【問い合わせ先】

くまもと型応援補助金事務局 096-274-2760

受付時間 9時00分～17時00分(土曜・日曜・祝日を除く)

# 1 補助対象者

## (問1)業種がどれに該当するかわからない。

(答) まず、現に行っている事業が、日本標準産業分類上のどの分類(①)に当てはまるかを確認し、次に、その分類が中小企業基本法上のどの類型(②)にあてはまるかを確認してください。

① 日本標準産業分類上の分類<総務省 HP>

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000890407.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000890407.pdf)

② 中小企業基本法上の類型<中小企業庁 HP>

[https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei\\_14.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_14.pdf)

## (問2)農林水産事業者は対象ですか。

(答) 法人である場合、または系統出荷(生産者組合や市場等への出荷)以外の収入がある個人事業主である場合は、対象となり得ます。

なお、系統出荷以外の収入がある個人事業主である場合は、事業計画書にその旨を具体的に記載してください。

ただし、法人及び対象となり得る個人事業主であっても、1次産業(系統出荷含む)に使用できる機器等の費用は補助対象外経費となります。

## (問3)令和8年2月23日までに開業届を提出し、店は開けていないものの、開店準備のための準備作業などで経費が発生している。このような場合は補助対象者となりうるか。

(答) 開業の準備段階は事業開始とはみなさないため、補助対象者となりません。個人事業の開業届出書の「開業日」又は法人設立届の「事業開始日」の日付が2月23日以前であること、売上台帳等の売り上げを示す証拠書類が提出できることが要件となります。

## (問4)「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項及び同条第13項第2号に規定する営業とは。

(答) 同法で「性風俗関連特殊営業」と定義されている営業であり、具体的には、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業を指します。

# 2 従業員

## (問5)正社員がおらず、パート従業員のみの場合は常時使用する従業員をどう判断したらよいか

(答) 新規で正社員を雇うとした場合の勤務条件と比較して、当該パート従業員の1日

または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、4分の3を超える場合は常時使用する従業員となります。正社員を雇うとした場合の勤務条件は事業者の判断とします。詳細は公募要領(P5)をご確認ください。

### 3 補助対象経費

#### (問6)トップランナー基準を満たす設備とは、どのようなものが該当するのか

(答) 経済産業省資源エネルギー庁のホームページに、トップランナー基準の品目や要件が掲載されています。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/equipment/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/)

具体的な製品については、見積もりを依頼するメーカーや販売店等にお問合せください。

#### (問7)薬局を営んでいるが、どのような経費が対象となるのか

(答) 保険診療報酬が適用されるサービス以外の事業を行っている場合は、当該事業に関する経費であれば対象となり得ます。

デイサービスや介護タクシー等の居宅介護サービス、就労支援等の障害福祉サービスの場合も同様に、当該サービス以外の事業に関するものであれば対象となり得ます。

#### (問8)車やパソコン、タブレットなど汎用性が高いものは対象となるか

(答) 事業用のみに使用することを条件に対象となり得ます。事業計画書に、何の業務に使用するのか明確に記載してください。

なお、補助金交付後に、事業用以外に使用していることが発覚した場合は、補助金の交付を取り消し、返還を求めます。

※ 車を購入する際は、車両本体価格、付属品価格、税金・保険料、諸費用等の内訳を明確に示す必要があります。税金・保険料や手続代行費用は補助対象外となります。

※ エコカー補助金等、国等の補助金と重複しての本補助金活用はできません。

#### (問9)現在1次産業を営んでおり、今後2次・3次産業に取り組みたいが、2次・3次産業に取り組むための経費は補助対象経費となるか。

(答) 系統出荷(生産者組合や市場等へのお荷。林業・水産業者も同様)以外の事業もしている場合は、補助対象経費となり得ます。

ただし、現在営んでいる事業が系統出荷(生産者組合や市場等へのお荷。林業・水産業者も同様)の収入のみである個人事業主の場合は、商工業者とみなすことがで

きず申請の要件を満たしません。

また、2次・3次産業に取り組むために購入するものでも、1次産業(系統出荷含む)に使用できる機器等の費用は補助対象外経費となります。

**(問10)農業を営みながら、収穫した野菜を使ってレストランを営んでいる。どこまでが1次産業で、どこからが3次産業に該当するのか。**

(答) 農作物の収穫までは1次産業、農作物を用いた料理の提供を行うことは3次産業と考えられます。

農業に取り組む事業者は収穫まで、漁業に取り組む事業者は漁獲まで、林業に取り組む事業者は伐採まで、を基本的には1次産業と考えます。

それより後の工程については、2次または3次産業に向けての取り組みであり、1次産業(系統出荷含む)に使用できる機械等の費用でなければ、補助対象経費となり得ます。

## 4 申請書の提出について

**(問11)個人事業主だったが、今年になって法人化した。この場合、確定申告書等の提出はどのようにすればよいか。**

(答) 個人の確定申告書と、法人設立届出書をご提出ください。

**(問12)決算期を迎えていない場合の提出書類は**

(答) 法人設立届出書(個人の場合は「個人事業の開業届出書」と売上台帳等の売り上げを示す証拠書類をご提出ください。

**(問13)個人事業主の場合、見積書及び相見積書等の証憑書類の宛名は「屋号のみ」や「店舗名のみ」の記載で良いか。**

(答) 確定申告書に記載されている屋号等の名称と一致し、申請者本人であることが確認できれば問題ありません。

**(問14)2者以上見積が必要な要件とは。**

(答) 1件の発注が税込み100万円を超える場合は必須となります。発注先が異なる場合は、それぞれ税込み100万円を超えているかご確認ください。

**(問15)申請フォームで「一次保存」したが、後で入力しようとしたら消えている。時間制限はあるのか。**

(答) 「一次保存」は24時間程度保存されます。ご自身のパソコンの機能や、添付された書類の容量等によって保存期間は前後しますので、こまめな保存をお願いします。

**(問16)申請した後に、見積もりを追加したい。**

(答) 申請後、Myページにおける「申請ステータス」が「審査中」となっている場合は、申請者による修正は一切できませんので、必ず、書類が全て揃った後に申請してください。どうしても見積書の追加や変更を行いたい場合は、事務局において申請データを削除しますのでご連絡ください。その場合、メールアドレスを再度登録したうえで、再度申請していただくことになります。また、メールによる書類の追加提出も受け付けません。なお、審査において不備・不足が判明した場合は、申請データを差し戻しますので、修正のうえ申請してください。

**(問17)申請代行は可能か。**

(答) 申請者ご本人による申請をお願いします。ただし、行政書士による申請代行は可能です。

## 5 その他

**(問18)この補助金は「熊本県中小・小規模事業者生産性・売上げ向上後押し事業補助金」の対象か。(上乘せ補助の対象か)**

(答) 対象ではありません。